



平成 30 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 ローランド ディー・ジー・株式会社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 藤 岡 秀 則  
(コード番号 6789 東 証 第 一 部 )  
問 合 せ 先 執行役員コーポレート本部長 上 井 敏 治  
( T E L . 0 5 3 - 4 8 4 - 1 4 0 0 )

(訂正)「平成 30 年 12 月期 第3四半期決算短信[日本基準](連結)」の一部訂正について

平成 30 年 11 月 6 日に公表いたしました「平成 30 年 12 月期 第3四半期決算短信[日本基準](連結)」の記載に一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、数値データ(XBRL データ)の訂正はございません。

1. 訂正の理由

平成 30 年 11 月 6 日の公表後、四半期報告書の作成過程において、一部訂正が必要であることが判明したため、訂正を行うものであります。

2. 訂正内容(訂正箇所には下線を付しております)

添付資料 11 ページ

3. その他

(訂正前)

(訴訟等)

当社の連結子会社 Roland DG Brasil Ltd.(以下 DBR 社)は、当社インクジェットプリンター製品の輸入に関連して、ブラジル国の税務当局から調査を受け、2018 年 8 月に同製品についての関税等の追徴課税通知を受け取っております。DBR 社は、当局からの指摘内容についてこれを不服とし、正当性を主張すべく同年 9 月に不服申立を行っております。

(訂正後)

(偶発債務)

当社の連結子会社 Roland DG Brasil Ltd.(以下 DBR 社)は、当社インクジェットプリンター製品の輸入に関連して、ブラジル国の税務当局から調査を受け、2018 年 8 月に同製品についての関税等の追徴課税通知を受け取っております。DBR 社は、当局からの指摘内容についてこれを不服とし、正当性を主張すべく同年 9 月に不服申立を行っております。同申立にかかる追徴税額は 26,156 千ブラジルレアルであります。DBR 社は、本追徴課税は根拠がないものとし、この考えに基づき適切に対応してまいります。従って、現時点で当社グループの業績への影響額を見積ることは困難であります。

以 上